

特定建築物（建築物衛生法）の 衛生管理，立入検査結果等について

令和6年2月29日（木）

仙台市健康福祉局保健所 生活衛生課

本日の講習内容

- ▶ この研修資料は令和6年1月31日時点の情報に基づき作成されています。
- ▶ 法令等の最新の情報については、厚生労働省、本市ホームページ等を適宜ご確認ください。

本日の講習内容

1. 特定建築物（建築物衛生法）の概要
2. 立入検査
3. レジオネラ症，冷却塔水行政検査
4. 管理状況報告書
5. 最近のトピックス

根拠法令

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」
(建築物衛生法, ビル管理法と呼ぶことも)

第1条 (目的)

この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

レジオネラ症、
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

最近の
トピックス

建築物環境衛生管理基準

特定建築物（建築物衛生法）の概要

この基準に従った維持管理が特定建築物維持管理権原者の責務

空気環境の調整

- 空気環境の基準（R4.4.1～一部改正）
空気調和設備（浄化，温度，湿度，流量の調節）
機械換気設備（浄化，流量の調節）
- 空気調和設備に関する衛生上必要な措置
（加湿装置，冷却塔）

清掃等

- 掃除，廃棄物の処理

給水及び排水の管理

- 飲料水の管理
- 飲料水の水質検査
- 雑用水の管理
- 排水設備の補修，清掃

ねずみ等の防除

- 発生，生息調査
- 発生の防止

立入検査

レジオネラ症，
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

最近の
トピックス

建築物環境衛生管理基準

特定建築物（建築物衛生法）の概要

空気環境の基準（R4.4.1～一部改正）

居室において、下表の基準におおむね適合するように、空気を供給する必要がある*

浮遊粉じんの量	0.15mg/m ³ 以下
一酸化炭素の含有率	6ppm以下 ※令和4年4月1日より改正
二酸化炭素の含有率	1,000ppm以下
温度**	(1)18℃～28℃ ※令和4年4月1日より改正 (2)居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
相対湿度**	40%～70%
気流	0.5m/秒以下
ホルムアルデヒドの量	0.1mg/m ³ 以下（=0.08ppm以下） ※建築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを完了し、その使用を開始した時点から直近の6月1日から9月30日までの間に1回

立入検査

レジオネラ症、冷却塔水行政検査

管理状況報告書

最近のトピックス

- * ...空気調和設備又は機械換気設備を設けている施設が対象
- ** ...機械換気設備（空気の浄化機能、流量の調節機能）のみの施設は対象外

本市の届出等状況

特定建築物（建築物衛生法）の概要

年度	施設数	立入検査	管理状況報告書 提出数	新規 届出数
令和4	731	88	322 (提出依頼施設 + 自主報告施設)	14
令和3	722	82	417 (提出依頼施設 + 自主報告施設)	9
令和2	716	101	647	13
令和元	710	84	633	7
平成30	713	77	563	10

立入検査

レジオネラ症,
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

最近の
トピックス

本日の講習内容

1. 特定建築物（建築物衛生法）の概要
2. **立入検査**
3. レジオネラ症，冷却塔水行政検査
4. 管理状況報告書
5. 最近のトピックス

立入検査の流れ

特定建築物（建築物衛生法）の概要

- **書類検査**…保管されている帳簿書類を基に，施設の管理状況を確認します。（帳簿書類等は5年保管）

- ◆ 年間管理計画
- ◆ 空気環境測定記録
- ◆ 空調設備管理
- ◆ 冷却塔管理
- ◆ 加湿装置・排水受け管理
- ◆ 飲料水（給湯水）管理
- ◆ 雑用水管理
- ◆ 排水管理
- ◆ 清掃
- ◆ ねずみ等の防除

- **現場検査**…実際の設備等を見ることで，現場の状況を確認します。
※空気環境測定，残留塩素の測定も実施します。

立入検査

レジオネラ症，
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

最近の
トピックス

立入検査における指摘・指導事項

- ◆ 空気環境関係
事例1→相対湿度
事例2→二酸化炭素濃度
- ◆ 空調設備関係
事例3→加湿装置の点検・清掃の実施，実施記録の整理
- ◆ 飲料水管理
事例4→受水槽関係
事例5→水質検査関係
- ◆ 帳簿書類等
事例6→建物の統一的な管理，全般的な衛生管理
- ◆ 届出関係
事例7→届出事項変更届

次のスライドから解説

特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

レジオネラ症，
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

最近の
トピックス

立入検査における指摘・指導事項

特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

レジオネラ症、冷却塔水行政検査

管理状況報告書

最近のトピックス

事例1 相対湿度

空気環境測定の結果、相対湿度の数値が基準値を下回った

（おおむね適合するように）
相対湿度：40～70%
[建築物環境衛生管理基準]

【対策・助言】

- ・加湿装置の能力低下
⇒加湿装置の稼働状況，使用年数，清掃状況を確認する。
- ・暖房の設定温度が高い
⇒暖房によって室温が高くなると，相対的に湿度が低下。
加湿量を増やす，暖房の設定温度をやや低めに設定する。
- ・窓開け換気による湿度の低下
⇒窓開けの頻度・方法を工夫し，湿度への影響を抑える。



立入検査における指摘・指導事項

特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

レジオネラ症、冷却塔水行政検査

管理状況報告書

最近のトピックス

事例2 二酸化炭素濃度

空気環境測定の結果、二酸化炭素濃度の値が基準値を上回った

（おおむね適合するように）
二酸化炭素濃度：1,000ppm以下
[建築物環境衛生管理基準]

【対策・助言】

- ・ 空気の流れを阻害する間仕切り，パーティション
⇒ 間仕切り等を設置する場合は，空気の流れを妨げない方向や高さにする。
- ・ 全熱交換器等のスイッチを切っている
⇒ 利用者が誤ってスイッチを切らないよう，ラベルを貼るなど周知する。
- ・ 在室人数が過大
⇒ 使用人数やレイアウトの見直し，機器の入れ替えなどを検討する。



立入検査における指摘・指導事項

特定建築物（建築物衛生法）の概要

事例3 加湿装置の点検・清掃の実施，実施記録の整理

- ・加湿装置の点検・清掃を実施していない
- ・実施している…はず



加湿装置

- ◆汚れの状況の点検
（必要に応じて清掃及び換水）
…使用開始時
…使用期間中1か月以内ごとに1回
- ◆清掃
…1年以内ごとに1回

[建築物環境衛生管理基準]

【対策・助言】

- ・年間管理計画等に項目がない
⇒実施状況が分かるように年間管理計画表や点検表に項目を追加する
- ・記録を残す方法がない
⇒作業報告書等に，記録する欄を設ける（備考等で記録できるようにする）

立入検査

レジオネラ症，
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

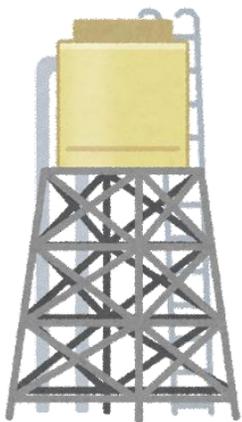
最近の
トピックス

立入検査における指摘・指導事項

特定建築物（建築物衛生法）の概要

事例4 受水槽関係

- ・ オーバーフロー管の防虫網が破損
- ・ 水抜き管及びオーバーフロー管の排水口空間が十分でない



【対策・助言】

- ・ 防虫網の確認の頻度が低い，応急的な処置をしたまま放置している
⇒点検の頻度が低いと，防虫網の破損に気づかない。
⇒応急的な処置はあくまで「応急的」に。恒久的な改善を実施する。
- ・ 水が外にはねないように管を延長するなど，排水口空間を縮める処置を施している
⇒受水槽内への逆流防止のため，十分な排水口空間を確保する。

- ・ 水抜き管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し，必要に応じ，補修等を行うこと。
[空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準]
- ・ 水抜き管及びオーバーフロー管の排水口空間が管径の2倍以上（ただし，最小は150mm）であること
[建築物環境衛生維持管理要領]

立入検査

レジオネラ症，冷却塔水行政検査

管理状況報告書

最近のトピックス

立入検査における指摘・指導事項

特定建築物（建築物衛生法）の概要

事例5 水質検査関係

- ・ 残留塩素濃度の値が低い
- ・ 給湯水の水質検査を実施していない

- ・ 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を0.1mg/L以上（結合残留塩素の場合は0.4以上）に保持すること（検査：7日以内ごとに1回）
 - ・ 飲料水の水質検査を定期に実施すること
- ※中央式給湯設備がある場合は、給湯水についても同様（塩素については末端で55℃以上であれば省略可）
[建築物環境衛生管理基準]

立入検査

レジオネラ症、冷却塔水行政検査

管理状況報告書

最近のトピックス



【対策・助言】

- ・ 施設の使用水量が低下し、受水槽内の水が入れ替わらない
⇒定期的な排水，水位調整など塩素濃度の確保対策
- ・ 給湯水（中央循環式）の管理が不十分（水質検査未実施）
⇒水道水質基準に適合する水を供給すること
⇒貯湯槽の点検，清掃等も含め適切な維持管理が必要

立入検査における指摘・指導事項

特定建築物（建築物衛生法）の概要

事例6 建物の統一的管理， 全般的な衛生管理



テナント部分の
管理は把握して
いない

- ・ 建築物環境衛生管理基準に従って当該特定建築物の維持管理をしなければならない。
[建築物衛生法]
- ・ 特定建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類を備えておかなければならない。
[建築物衛生法施行規則]

【対策・助言】

- ・ テナントごとに清掃等を実施している
⇒テナントごとに管理計画書，各報告書等を作成させ，提出させる
⇒建築物全体の維持管理が適切に行われているか，ビル管技術者を中心に監督する
- ・ テナントの状況が把握できていない
⇒空気環境測定の際など，定期的にテナントとの情報共有を行う
⇒状況の確認，チラシ等の配布による情報提供など

立入検査

レジオネラ症，
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

最近の
トピックス

立入検査における指摘・指導事項

事例7 届出事項変更届

特定建築物届の届出事項に変更があったときは、変更が生じた日から1ヶ月以内に変更の届出が必要です。【建築物衛生法】

窓口のほか、郵送、メール等の非対面での提出も可

※ただし、收受印を押した控えが必要な場合は2部提出
(郵送等の場合は返送用封筒等を添えて提出)

事前にご相談ください！！

- **構造設備の変更 (→事前協議届)**
- **記載内容についての確認**

特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

レジオネラ症、冷却塔水行政検査

管理状況報告書

最近のトピックス

届出事項変更届

変更事項の一覧

1. 建築物名称
2. 用途
3. 延べ面積
4. 構造設備
5. 所有者または全部の管理の権原を有する者
6. 維持管理権原者
7. 建築物環境衛生管理技術者
8. その他

添付書類が必要な場合があります。
変更届の下部, 「備考」を確認!

様式第2号 特定建築物届出事項変更届

年 月 日

仙台市保健所長 あて
下記のとおり変更したので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第3項の規定により届け出ます。

所有者等について 権原を有する者	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) ビル 階 TEL:	
	フリガナ	
氏名 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)	氏名	
	フリガナ	
施設	名称	
	所在地	仙台市 区
変更の生じた年月日 年 月 日		
変更事項	1. 建築物名称 2. 用途 3. 延べ面積 4. 構造設備 5. 所有者または全部の管理の権原を有する者 6. 維持管理権原者 7. 建築物環境衛生管理技術者(業務*: 有・無) 8. その他()	
変更内容	変更前	
	変更後	

(備考)
1. 構造設備の変更については、構造設備の概要及び変更部分を明示した図面を添付すること
2. 建築物環境衛生管理技術者の変更については、選任年月日、免状の番号及び選任年月日を記入し、新たな管理技術者の免状の写しを添付すること。*他の特定建築物と業務の協力は、当該建築物の名称及び所在場所を記入すること(事業登録制度の監督者等と兼務することは認められていません)。また、業務となってもその業務の遂行に支障がないことを確認した結果の写しを添付すること(ただし、結果の提示があった場合を除く)。
3. 建築物環境衛生管理技術者が他の特定建築物を兼務している場合は、当該建築物の名称及び所在場所を記入すること
4. 所有者以外の全部の管理について権原を有する者に変更があった場合、当該権原を有することを証する書類を添付すること
5. 所有者以外の維持管理権原者に変更があった場合、当該権原を有することを証する書類を添付すること

入力年月日	年 月 日
施設番号	

取受印

特定建築物(建築物衛生法)の概要

立入検査

レジオネラ症、冷却塔水行政検査

管理状況報告書

最近のトピックス

建築物環境衛生管理技術者の兼任について

令和4年4月1日から

建築物環境衛生管理技術者の兼任要件が緩和されています。

改正前

- 原則、兼任は不可
- 兼任を認めるためには、一定の要件を満たす必要あり

改正後（現行）

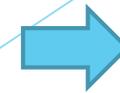
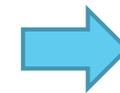
- 所有者等が認めれば兼任可能
※所有者等が兼任について業務の遂行に支障がないことの確認を行う
- 所有者等が兼任を認めた書面（**確認書**）を備え付ける必要あり

確認書の様式例（厚労省HPに掲載）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000920209.pdf>

仙台市HP「建築物環境衛生管理技術者の選任」

<https://www.city.sendai.jp/sekatsuese/jigyosha/kankyo/shokuhin/tokute/sennin.html>



特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

レジオネラ症、冷却塔水行政検査

管理状況報告書

最近のトピックス

本日の講習内容

1. 特定建築物（建築物衛生法）の概要
2. 立入検査
3. レジオネラ症，冷却塔水行政検査
4. 管理状況報告書
5. 最近のトピックス

レジオネラ症について

特定建築物（建築物衛生法）の概要

◆レジオネラ症とは

レジオネラ属菌を原因とする細菌感染症（四類感染症）

種類	潜伏期	症状
レジオネラ肺炎 (肺炎型)	2～8日	発熱, 倦怠感, 胸痛, 呼吸困難などの肺炎症状 (致死率15～25%)
ポンティアック熱 (非肺炎型)	平均38時間	発熱, 悪寒, 頭痛 (死亡例なし)

◆レジオネラ症複数感染 最近の事例

- ・兵庫県神戸市の公衆浴場施設
(2022年)
…2名発症（うち1名死亡）
…浴槽由来菌株と患者由来菌株
の遺伝子パターンが一致
- ・宮城県大崎市の医療機関
(2023年)
…8名発症（うち2名死亡）
…冷却塔由来菌株と患者由来菌株
の遺伝子パターンが一致

立入検査

レジオネラ症,
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

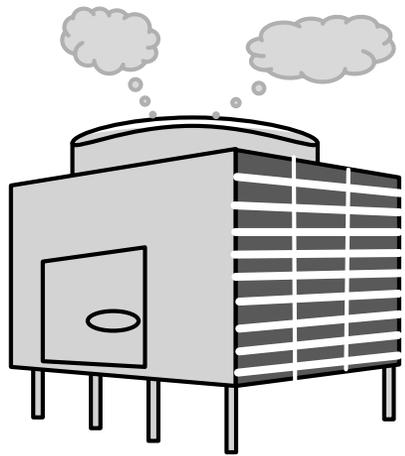
最近の
トピックス

レジオネラ症の患者数（2023年） : 全国…2,271名 宮城県…69名
(国立感染症研究所発表資料より)

レジオネラ症について

◆レジオネラ属菌のすみか

冷却塔や加湿器, 噴水, ジャグジーなどに発生する苔や藻を好むアメーバに寄生している。(20~50℃で増殖)
細かい水しぶきとともに飛散する。



特定建築物（建築物衛生法）の概要

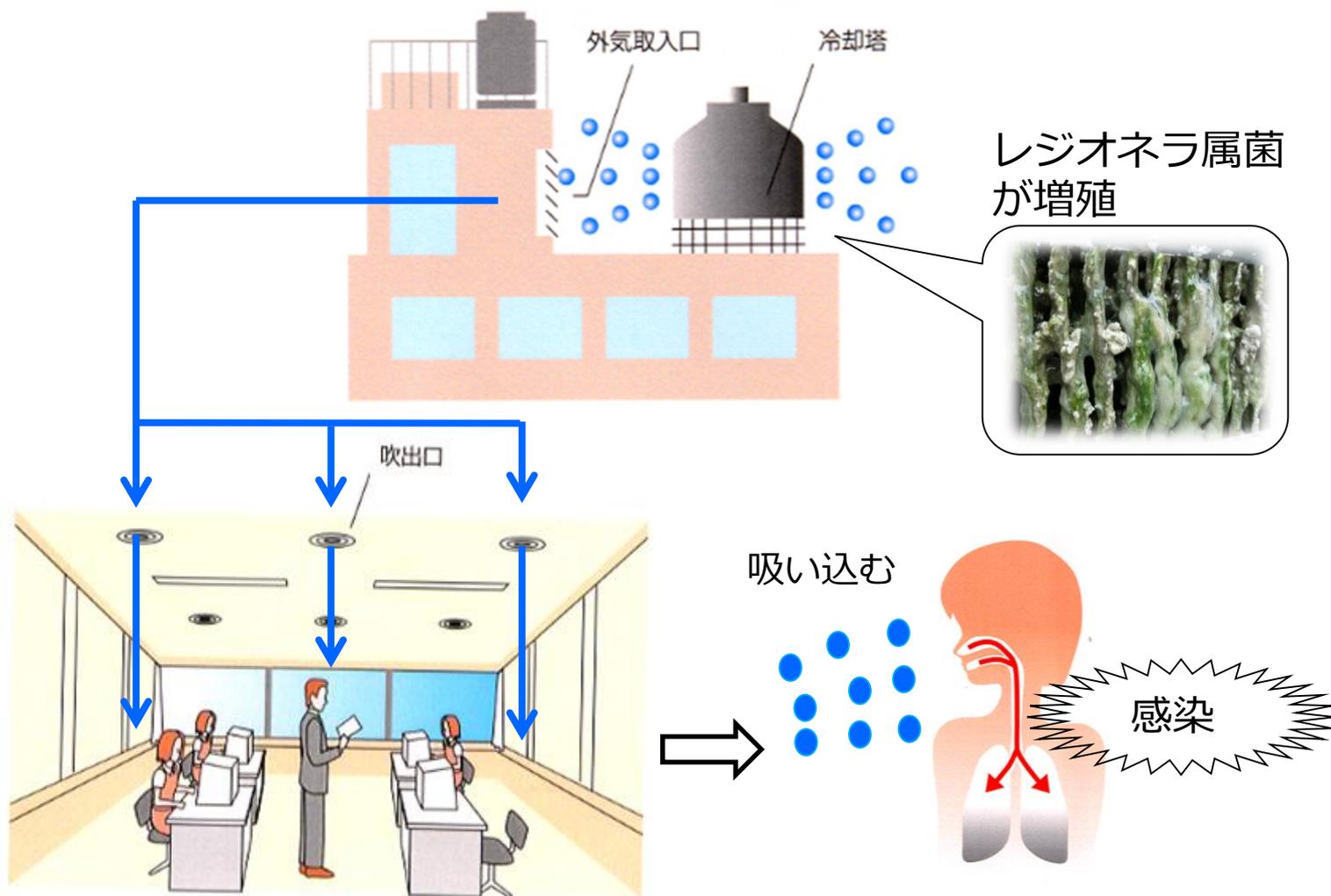
立入検査

レジオネラ症,
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

最近の
トピックス

レジオネラ属菌の感染経路



スケールがたまった冷却塔

特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

レジオネラ症、冷却塔水行政検査

管理状況報告書

最近のトピックス

レジオネラ症防止のために

◆◆注意点◆◆

施設・設備の再開時は、菌が増殖している可能性が高い

殺菌剤等による消毒

塩素系薬剤などの殺菌剤等を適切な濃度で使用し、消毒。点検、清掃、換水も徹底。

➡ 冷却塔など

塩素系薬剤による消毒

水中の遊離残留塩素濃度を規定値以上に維持し、消毒。

➡ 入浴設備（循環式浴槽、気泡浴槽等）、
遊泳用プール、修景水(噴水等)など

適切な管理による消毒

塩素消毒されている水道水を使用し、点検、清掃、換水を徹底し、消毒。

➡ 加湿装置、加湿器など

高温消毒

60℃以上の高温により消毒

➡ 給湯設備など（貯湯槽、シャワー等）

レジオネラ属菌の発生防止には塩素消毒、高温消毒が重要です。

特定建築物（建築物衛生法）の概要

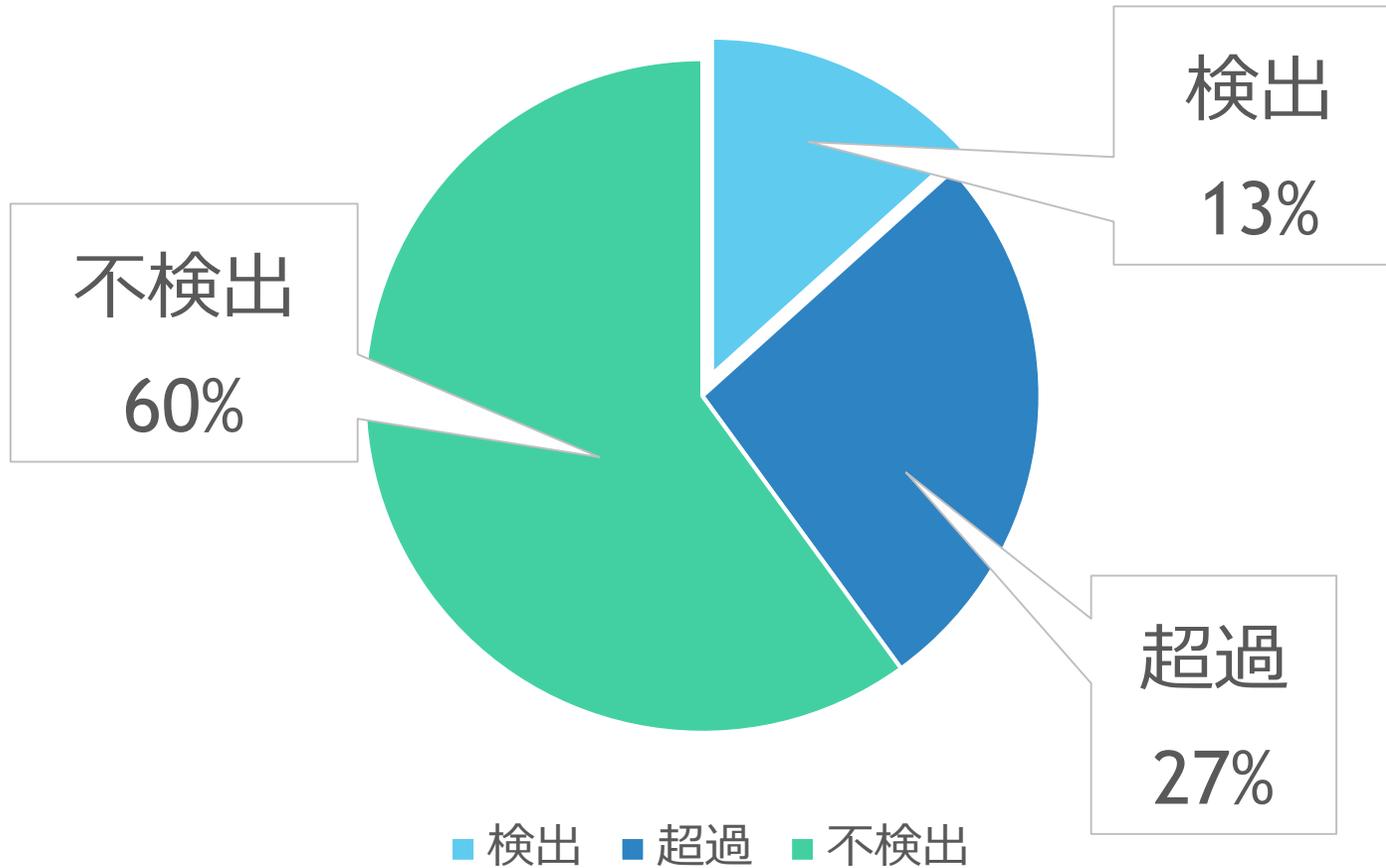
立入検査

レジオネラ症、冷却塔水行政検査

管理状況報告書

最近のトピックス

令和5年度冷却塔水行政検査の結果



- 不検出 … 10CFU/100mL未満
- 検出 … 10CFU/100mL以上100CFU/100mL未満
- 超過 … 100CFU/100mL以上

特定建築物（建築物衛生法）の概要

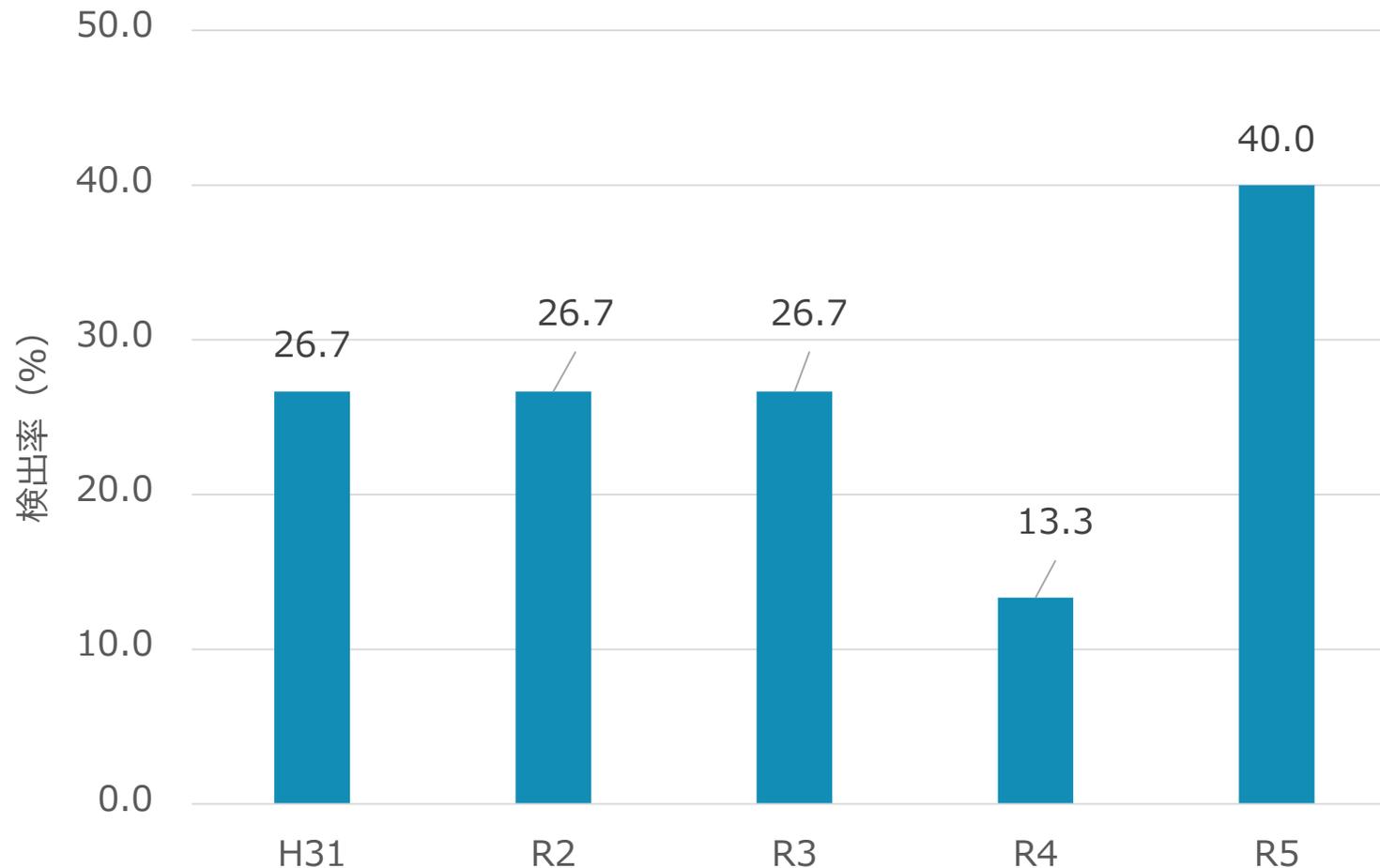
立入検査

レジオネラ症、冷却塔水行政検査

管理状況報告書

最近のトピックス

過去5年間の冷却塔水行政検査の結果



検出率 (%) = レジオネラ属菌が検出された施設数/検査した施設数 (15件)

特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

レジオネラ症、冷却塔水行政検査

管理状況報告書

最近のトピックス

行政検査で超過（100CFU/100mL以上）の場合

連絡, 相談

ビル管技術者, 施設管理者に連絡
健康被害の確認（設備使用停止の
必要性）

相談, 管理方法の見直し, 報告

洗浄

ビル管技術者, または
生活衛生課の指導の下,
物理的洗浄, 化学的洗
浄などを実施

検査

レジオネラ属菌が検出され
ないことを確認

使用再開
改善報告書提出

「原因究明」と「改善対策」が重要！

レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針
（平成15年7月25日厚生労働省）
建築物における維持管理マニュアル
（平成20年1月25日厚生労働省）



技術上の指針



維持管理マニュアル

特定建築物（建
築物衛生法）の
概要

立入検査

レジオネラ症,
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

最近の
トピックス

冷却水系の維持管理の例

使用開始時



使用期間中



使用終了時

化学的洗浄
(過酸化水素,
5~10ppm次亜塩素酸ナトリウム,
有機系殺菌剤, など)

- 殺菌剤
- 水処理剤 (洗浄効果を持続させるため)
- 物理的洗浄 (毎月1回程度)
- 定期点検 (毎月1回程度)
- レジオネラ属菌自主検査

化学的洗浄
(過酸化水素,
5~10ppm次亜塩素酸ナトリウム,
有機系殺菌剤, など)

**レジオネラ属菌を増やさないためには、
日常管理と定期的な洗浄・殺菌剤処理等が重要！**

- ① 供給する水は水道法の水質基準に適合すること
- ② 汚れの状況を定期的 (使用中は月1回) に点検し, 必要に応じ, 清掃及び換水等を行うこと
- ③ 冷却塔を含む冷却水の水管の清掃を1年以内ごとに1回行うこと

[建築物環境衛生管理基準]

特定建築物 (建築物衛生法) の概要

立入検査

レジオネラ症,
冷却塔水行政検査

管理状況
報告書

最近の
トピックス

本日の講習内容

1. 特定建築物（建築物衛生法）の概要
2. 立入検査
3. レジオネラ症，冷却塔水行政検査
4. **管理状況報告書**
5. 最近のトピックス

管理状況報告書

特定建築物（建築物衛生法）の概要

提出について（令和5年度分）

様式

- ・管理状況等から施設を選定し，提出を依頼します。対象施設には令和6年3月上旬に郵送予定。
- ・仙台市ホームページからもダウンロードできます。 ※昨年の様式は使用しないでください。

記入

令和5年4月から令和6年3月までの管理状況を記入して下さい。

提出

提出期間：令和6年4月1日（月）～4月19日（金）
（窓口提出の場合は土日祝を除く）
提出方法：Fax，窓口，郵送，メール（PDF添付）
※控えが必要な場合は窓口か郵送で2部提出して下さい。
郵送の場合は返信用封筒等を添えてお送り下さい。

立入検査

レジオネラ症，
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

最近の
トピックス

管理状況報告書

報告書作成の際の注意事項

- ▶ 前年度（令和5年4月～令和6年3月）の管理状況について、帳簿書類等を確認の上記入ください。
- ▶ 施設の設定によっては、「非該当」となる項目があります。
- ▶ 「不適」や「未実施あり」となった項目については、その原因と対応状況等について、備考欄に記入してください。
- ▶ 記入いただいた内容等について、確認のため連絡を差し上げる場合がありますので、作成者の氏名、連絡先を記入してください。

特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査

レジオネラ症、
冷却塔水
行政検査

管理状況
報告書

最近の
トピックス

本日の講習内容

1. 特定建築物（建築物衛生法）の概要
2. 立入検査
3. レジオネラ症，冷却塔水行政検査
4. 管理状況報告書
5. 最近のトピックス

デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理のあり方に関する検討会（厚生労働省）

- ▶ 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（デジタル臨時行政調査会が公表）を受けて開催
- ▶ 見直し対象のアナログ規制：「**定期検査・点検規制**」
- ▶ デジタル化による効率化と、公衆衛生，衛生水準の維持向上を両立させることを前提に議論
- ▶ 今後の予定
 - 2024年6月頃 中間とりまとめを目指し，制度改正に反映
 - 2025年6月頃 最終とりまとめを目指し，制度改正に反映

特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査・冷却塔水のレジオネラ属菌検査

レジオネラ症，冷却塔水行政検査

管理状況報告書

最近のトピックス

トコジラミ対策について

▶ トコジラミの特徴

- 体長：5mm~8mm（成虫）
- 体型：丸く，扁平でとても薄い
- 色：褐色

▶ 生息場所

- 夜間に吸血するため，寝室，布団，ベッドの周りに多く生息する。
- 体が扁平であるため，狭い場所にもぐることができる。
- 生息している場所には，血糞（けっぶん）という黒いしみが多く見られる。
- ベッドや布団の周辺，ソファの隙間・裏，引き出しの裏，衣装ケース，壁と床の隙間，カーテン，壁に掛けた絵の裏，電化製品の裏や内部などあらゆる隙間に潜り込む。

トコジラミに関する相談件数が増えているとの報道がなされており，国内における被害の拡大が懸念

特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査・冷却塔水のレジオネラ属菌検査

レジオネラ症，冷却塔水行政検査

管理状況報告書

最近のトピックス

トコジラミ対策について

▶ 防除対策

- 生息しやすい場所に血糞があったり，トコジラミを見つけた場合は，被害の拡大を防ぐため早急に駆除する必要があります。
- 早期発見・早期駆除が大切です。
- トコジラミの駆除の際は，専門的知見，技術を持つ専門業者に調査，防除を依頼しましょう。

▶ 参考情報

- 仙台市HP「トコジラミ」

<https://www.city.sendai.jp/sekatsuese/kurashi/anzen/ese/sumai/gaichu/tokojirami.html>

- 「旅行・帰省時にはトコジラミに注意！」（厚生労働省作成資料），「旅館・ホテルのための害虫対策の手引書」（東京都ホテル旅館生活衛生同業組合，一般社団法人全日本ホテル連盟発行資料）等の資料を掲載しています。



特定建築物（建築物衛生法）の概要

立入検査・冷却塔水のレジオネラ属菌検査

レジオネラ症，冷却塔水行政検査

管理状況報告書

最近のトピックス

本日のまとめ

- 「建築物環境衛生管理基準」に従った管理
- 立入検査における指摘・指導事項に対する改善対策の実施
- レジオネラ属菌対策（冷却塔，加湿器，入浴施設等）の徹底
- 令和5年度の管理状況報告書は「令和5年4月～令和6年3月（年度）」の報告（提出は4月1日（月）～4月19日（金））
- デジタル技術の活用，トコジラミ対策

ご清聴ありがとうございました

仙台市 健康福祉局 保健所 生活衛生課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7-1 仙台市役所6階

※本庁舎建て替え工事のため令和4年7月に8階から移転しました

電話：022-214-8206 Fax：022-214-8709

メール：birukan-8206@city.sendai.jp